

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

小矢部市は、富山県の西端、散居村で有名な砺波平野に位置する農工一体型の田園都市である。

人口は、昭和 61 年の 37,055 人をピークに減少し、平成 30 年 5 月末現在で 30,223 人となっており、少子高齢化が進行しているが、平成 27 年 10 月に策定した「小矢部市人口ビジョン」において設定した 2060 年における人口規模 22,000 人を確保するため、各種施策を展開しているところである。

古くは、北陸道の要衝であったことから城下町、宿場町として発展を遂げてきたが、現在では、北陸自動車道、東海北陸自動車道及び能越自動車道が交差する位置にあることから、製造業、小売業をはじめ、多様な業種の企業が立地している。

また、近年ではアウトレットモールの開業を契機として、その周辺の国道 8 号付近への商業施設等の立地が急速に進んでいる。

しかしながら、市内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状のままでは長く培われてきた産業基盤が失われかねない状況となっている。

このような中、独自の取組として小矢部市中小企業の振興及び小規模企業の持続的発展の促進に関する基本条例及び小矢部市商工業振興条例を制定し、企業立地助成事業等を展開してきたところであるが、引き続き中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、積極的に引き継いでもらえる企業にしていくことが喫緊の課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促進することで、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 30 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を策定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

小矢部市の産業構造は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡っており、多様な業種がその経済・雇用を支えていることから、多様な産業の多様な設備投資を実現する必要がある。

したがって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に規定する先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

小矢部市の産業は、石動地区、津沢地区をはじめとし、市内全域に立地している。広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画の対象区域は、小矢部市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

小矢部市の産業構造は、農林水産業、製造業、小売業、サービス業と多岐に渡っており、多様な業種がその経済・雇用を支えている。これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は多種多様であることから、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月15日～令和7年6月14日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

次の場合について、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。

(1) 人員削減を目的としたもの

(2) 公序良俗に反するもの

(3) 小矢部市暴力団排除条例（平成24年小矢部市条例第1号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者との関係が認められるもの

(4) その他健全な地域経済の発展を妨げるおそれのあるもの